

## 居宅介護（介護予防）住宅改修費の受領委任払いについて

居宅介護（介護予防）住宅改修費は、利用者が改修費用の全額を負担した後、市から介護保険給付を受ける「償還払い」方式により支給されています。

本庄市では、これと併せて「受領委任払い」方式による支給を平成26年3月1日受付分から実施します。

「受領委任払い」とは、利用者が住宅改修費の受領権限を施工者に委任することで、施工者は利用者から改修費用の自己負担割合分（1割または2割、3割）の額のみを利用者負担額として受け取り、本来市から利用者に対して支給される住宅改修費を利用者の代わりに受領するものです。これにより利用者は改修費用の全額を負担する必要がなくなります。

### 1. 受領委任払いの開始日

平成26年3月1日以降に事前申請をした住宅改修費について受領委任払いによる支給を可能とします。

※従来どおりの償還払い方式による支給も可能です。

### 2. 受領委任払いを利用することができる人

以下のすべてに該当する人が受領委任払いを利用できます。

- ①介護保険料の滞納がない。
- ②保険給付の制限を受けていない。
- ③住宅改修費の受領の権限を委任することについて、事業者に同意を得ている。

### 3. 受領委任払いを利用するための手順

本庄市では、受領委任払いを利用する場合の施工者を利用者が自由に選ぶことができます。（登録制は採用していません。）

受領委任払いを利用することについて、施工者と利用者との間で合意した場合は、次の手順により手続きを行います。

#### <例：1割負担者の場合>

##### （1）事前申請

以下の書類を本庄市へ提出します。

- ①介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修承認申請書（受領委任払用）
- ②介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費の受領委任払に関する委任状兼同意書
- ③住宅改修が必要な理由書
- ④工事費見積書（※要事業者印）
- ⑤見取り図（改修箇所が広範囲にわたる場合）
- ⑥改修前の写真（撮影日が確認できるもの）
- ⑦住宅の所有者の承諾書（住宅が本人及び同居家族の所有でない場合）

【「②居宅介護（介護予防）住宅改修費の受領委任払い委任状兼同意書」について】

- 施工者は、裏面遵守事項に同意のうえ、事業者の住所地、名称及び代表者名を記入し、代表者印を押印して、利用者へ渡します。
- 被保険者の欄は、裏面遵守事項に同意のうえ、利用者が記入・押印します。
- 原本は本庄市に提出します。事業者は写しを保管し、利用者にも写しを交付してください。

(2) 介護保険給付費受領委任払承認・不承認確認書の受け取り、住宅改修の着工

住宅改修の内容を確認し、工事に関する問題点や書類・要件の不備等がなければ、利用者あてに「介護給付費受領委任払承認・不承認確認書（被保険者用）」を、施工者あてに「介護給付費受領委任払承認・不承認確認書（事業者用）」送付します。

利用者は、承認確認書を受けてから住宅改修を着工します。

※事前申請いただいた工事内容、工事金額等が変更になる場合は、必ず着工前に市にご連絡いただきますようお願いいたします。ご連絡無しに着工した場合、介護保険住宅改修の対象外となる場合があります。

※事後申請前であれば、利用者と施工者の間で受領委任払いの合意を解除し、通常の償還払いとすることも可能です。この場合、市へ「介護保険福祉用具購入費・住宅改修費の受領委任払に関する同意解除通知書」をご提出ください。

※合意解除した場合、領収金額及び領収書は、通常の償還払い形式となります。

(3) 利用者負担額の支払い

施工者は、住宅改修完了後、介護保険対象の改修費用に1／10を乗じた額（1円未満の端数切り上げ）を利用者負担額として利用者から受領します。

領収書に記載される金額については、以前の介護保険住宅改修費支給額等が影響しますので、「介護給付費受領委任払承認・不承認確認書（事業者用）」等をご確認いただきますようお願いいたします。

【利用者負担額（1割）の算出に当たっての留意事項】

- 1円未満の端数は切り上げます。

(例) 改修費用の額が54,321円の場合

$$\text{利用者負担額} = 54,321 \text{円} \times 1 / 10$$

$$= 5,432.1 \text{円}$$

$$\approx 5,433 \text{円 (1円未満の端数切り上げ)}$$

○住宅改修に係る改修費用の額が支給限度基準額（20万円）を上回る場合は、支給限度基準額内の改修費用の額に10分の1を乗じた額を利用者負担額として支払いを受けます。

（例2）利用者が、234,567円の住宅改修を行った場合

（支給限度基準額内の改修費用の額）＝200,000円

（支給限度基準額を超える改修費用の額）＝234,567円－200,000円  
＝34,567円

利用者負担額＝200,000円×1/10＋34,567円  
＝20,000円＋34,567円  
＝54,567円

（例3）既に160,055円分の住宅改修を行っている利用者が、60,000円の住宅改修を行った場合

（支給限度基準額内の改修費用の額）＝200,000円－160,055円  
＝39,945円

（支給限度基準額を超える改修費用の額）＝60,000円－39,945円  
＝20,055円

利用者負担額＝39,945円×1/10＋20,055円  
＝3,994.5円＋20,055円  
＝24,049.5円  
≒24,050円（1円未満の端数切り上げ）

※支給限度基準額を超える改修費用の額は、住宅改修費の支給の対象とはなりません。

#### （4）領収書、受領委任払の利用に係る明細書兼確認書の交付

施工者は、利用者から利用者負担額の支払いを受けた場合は、利用者に対し、以下の事項を記載した領収書、受領委任払の利用に係る費用額明細書兼確認書を発行します。

##### 【領収書への記載事項】

- ①住宅改修の対象となる被保険者の氏名
- ②領収年月日
- ③施工者の名称
- ④領収額（利用者負担額）
- ⑤改修費用（10割分）の額

(領収書の例)

<b>領 収 書</b>										NO	
本 庄 太 郎 様					平成26年3月1日						
金額				¥	1	2	3	4	6		
但し トイレへの手すりの取り付け及び廊下の段差解消工事(改修費用123,456円)の 利用者負担額として											
上記正に領収いたしました。										印	
(住宅改修施工事業者名)											

**【受領委任払いの利用に係る費用額明細書兼確認書について】**

販売事業者名、所在地、代表者名、販売費用の明細を記入し、利用者から確認の署名・押印を受けてください。原本は本庄市に提出し、写しを保管してください。利用者にも写しを交付してください。

(5) 事後申請

以下の書類を本庄市へ提出します。

- ①介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書(受領委任払用)
- ②利用者負担額の領収書
- ③工事費内訳書
- ④改修後の写真(撮影日が確認できるもの)
- ⑤受領委任払の利用に係る費用額明細書兼確認書

**4. 受領委任払いによる支給の手順**

事後申請が提出され、審査が行われた後、以下の手順により本庄市から施工者に対し住宅改修費が支払われます。

(1) 支給決定の通知(施工者へ)

本庄市から施工者に対し、住宅改修費の支給額、振込日等が記載された通知書が送付されます。

(2) 住宅改修費の支払い(施工者へ)

本庄市から施工者の口座へ、住宅改修費が振り込まれます。

**【通知及び支払い時期について】**

- 月末までに事後申請が提出された場合、翌々月に上記（１）の通知書が本庄市から施工者に送付され、翌々月末に施工者の口座へ住宅改修費が振り込まれる予定です。
- 支給の決定通知書は、施工者への通知となります。支給決定等について利用者への連絡等、対応をお願いします。
- 申請書類に不備があった場合や、施工された住宅改修の必要性に疑義が生じた場合など、審査に通常以上の時間を要する場合は、通知や支払いが遅れることがあります。

住宅改修を行う際は、利用者と施工者、介護支援専門員（ケアマネジャー）等との間で十分に連携したうえで実施されるようお願いします。

**【問い合わせ先】**

〒367-8501 本庄市本庄 3-5-3

本庄市役所 保健部 介護保険課 介護業務係

電話番号 0495-25-1719（直通）